

学 生 生 活

学生生活全般については、学務課が担当しております。
教育研究に関する教務的な仕事と授業料や奨学金、各種証明といった福利厚生や厚生補導について、担当係が分担して業務を行っております。

1 授業料納入、減免及び分納

(学務・学生支援係)

(1) 授業料の納入

■金額と納入日

授業料	金額	納入日
前期	267,900 円	4 月 30 日
後期	267,900 円	10 月 31 日

※在学中に授業料が改定された場合は、改定後の授業料が適用されます。

■納入方法

口座振替による自動引き落としとなります。(納入日が銀行休業日の場合、翌営業日に引き落としとなります。)

・納入日(引落日)の前日までに口座の残額を確認し、不足のないようにしてください。 預金口座から引き落とす際の手数料は無料です。
・残額不足等で振替ができなかった場合は、払込票での納入になります。 その際の手数料はご負担ください。
・預金口座を変更・廃止するときは、必ず事前に学務課学務・学生支援係に申し出て下さい。

■納入を怠った場合

授業料の納入を怠り、督促を受けてもなお納入がない場合には、学則に基づき除籍等を含めた措置をとりますので、ご注意くださいとともに、期日内の納入にご協力ください。

・納入日までに授業料の納入を怠った場合は、ただちに納入できない理由などを記載した申出書の提出を求めます。正当な理由がない場合には、翌学期開始日から納入するまでの間、謹慎処分とすることがあります。
・申出書の納入予定日までに納入がなく、2期分を滞納した場合(但し、最終学年については申出書の納入予定日までに納入がなかった場合)については、正当な理由がない場合、除籍処分とすることがあります。

(2) 授業料減免制度

真にやむを得ない理由のため、学費の支弁が極めて困難な学生に対し、願出により授業料を減免制度です。

減免の種類	申請期間
免除、2分の1減額、3分の1減額	前期：3月上旬頃、後期：7月中旬頃

※申請期間等詳細はその都度掲示します。

※授業料減免の申請は、決められた期間に行わなければなりません。被災(罹災)した場合または学資支給人の死亡等緊急な場合には、申請期間に関わりなく減免を受けられる場合があります。

詳しくは学務課学務・学生支援係にご相談ください。

(3) 授業料分納制度

減免制度と同様に、願出により授業料を分納できる制度があります。

申請期間は、授業料減免制度と同時です。

2 各種届出及び証明書交付申請の手続き

(大学院係内線 2 3 7 7 0)

区 分	担 当	期 限	摘 要
学 生 証	大学院係	入学時 その都度 (再交付)	・毎年4月中に在籍確認シールを添付すること。 ・再交付は「学生証再交付願」により申請すること。
住所届・住所変更届	〃	その都度	
連帯保証人変更届 連帯保証人住所変更届	〃	〃	
氏名変更届	〃	〃	戸籍抄本1通を添付する。

休 学 願	大学院係	その都度	(休学する日の3週間前までに提出)
退 学 願	〃	〃	(退学する日の3週間前までに提出)
転 学 願	〃	〃	
復 学 願	〃	〃	(休学期間満了前に復学するとき提出)
再 入 学 願	〃	〃	

成 績 証 明 書	大学院係	その都度	
在 学 証 明 書	〃	〃	
修了見込証明書	〃	〃	
修了証明書	〃	〃	

施 設 使 用 願	医学部教務係 保健医療学部教務係	その都度	講義室等の使用許可
体育施設等の使用願	学務・学生支援係	〃	体育館及びトレーニング室(休日等)・新琴似グラウンド等の使用許可
日本学生支援機構・ その他奨学金の申請	〃	掲示により 定める日	
学生旅客運賃割引証 通学証明書 (JR・バスなど)	〃	その都度	
授業料減免願 授業料分納願	〃	掲示により 定める日	・前期申請受付 3月 ・後期申請受付 7月

3 奨学金

(学務・学生支援係)

(1) 日本学生支援機構奨学金

独立行政法人日本学生支援機構法に基づき、教育の機会均等に寄与するため、経済的理由により修学に困難がある優れた学生に対し学資の貸与を行い、適切な修学の環境を整備し、次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に資することを目的とした制度です。

なお、奨学生となる者は、将来の奨学金返済に対する明確な自覚と責任感を持つことが必要となります。

① 大学院奨学生の奨学金の種類及び貸与月額

種類	在籍区分	利息	貸与月額
第一種奨学金	修士・博士前期	無利息	50,000 円又は 88,000 円
	博士後期・博士(医)	無利息	80,000 円又は 122,000 円
第二種奨学金	修士・博士前期 博士後期・博士(医)	年3%を 上限(在学 中は無利息)	50,000 円・80,000 円・100,000 円・ 130,000 円・150,000 円のいずれか

② 募集及び申込方法

ア 募集 毎年4月以降にお知らせします。

イ 申込方法 所定の期日までに、学務・学生支援係へ必要書類を提出してください。

③ 決定及び通知

日本学生支援機構では、大学からの推薦に基づき選考のうえ採否を決定しますが、奨学生に採用された場合は、日本学生支援機構から本学を経て、本人あてに「奨学生証」及び「奨学生のしおり」が交付されます。

なお、資金の関係で採用人員に限度があり、たとえ資格があっても採用されないことがあります。また、第一種奨学生の基準を満たしていない場合でも、第二種奨学生として適格である可能性もありますので、希望者は学務・学生支援係に相談してください。

④ 奨学金の交付及び受領・適格認定

奨学金は毎月11日以降(4月・5月を除く)、あらかじめインターネット入力により届け出た銀行の普通預金口座に直接振り込まれます。

また、奨学金の継続を希望する奨学生は毎年「奨学金継続願」の提出(インターネット入力)が必要です。

⑤ 奨学金の返還

奨学金の貸与が終了(満期・退学・廃止等)すると、返還の義務が生じます。貸与の終了した翌月から数えて7か月目の月から20年以内に割賦の方法で返還しなければなりません。返還割賦額及び返還回数は、返還総額に応じて決められています。返還金は奨学金の財源となりますので、後輩のためにも確実に返還を履行してください。返還を怠ったときは、延滞金が課せられたり、法的措置が講じられることがあります。

⑥ 返還が困難になった場合の猶予

災害、傷病、経済困難、失業など返還できない事情が生じた場合、割賦金額の減額または返還期限の猶予を願い出ることができます。

⑦ 奨学金の返還免除

(ア) 本人が死亡又は心身障害のため返還できなくなったときは、願出によって免除されることがあります。

(イ) 特に優れた業績による返還免除

大学院において第一種奨学金の貸与を受けた学生であって、在学中に特に優れた業績を挙げた者として日本学生支援機構が認定した場合には、貸与期間終了時に奨学金の全部又は一部の返還が免除される制度です。

⑧ その他

詳細については、学務・学生支援係へお問い合わせください。

独立行政法人日本学生支援機構・JASSO のホームページ (<http://www.jasso.go.jp>) も併せてご覧ください。

(2) 北海道看護職員養成確保修学資金

この貸付制度は北海道における看護職員の充足を図るため、将来道内において看護業務に従事しようとする道立の看護師等養成施設又は札幌医科大学(看護師課程及び大学院修士課程・専攻科)の学生に対し、その修学に必要な資金を貸付し、優秀な看護職員を育成することを目的としています。

① 貸付対象及び貸付金額

ア 対象

大学院保健医療学研究科博士課程前期看護学専攻の学生で、将来道内の指定市町村に所在する病院・訪問看護事業所等で、看護業務（保健師、助産師、看護師の業務をいう。）に従事しようとする者

イ 貸付金額

一般修学資金 月額 36,000 円

貸付金の償還が免除される施設と就業期間

修了した日から1年以内に、指定市町村の病院その他の特定施設・訪問看護事業所又は介護予防訪問事業所に引き続き貸付期間の1.5倍の年数（小数点以下切り上げ）勤務した場合。

③ 募集及び出願

募集については、5月上旬以降に周知します。希望される方は学務・学生支援係までお問い合わせください。

(3) その他の奨学金

上記の奨学金のほかに、医療従事者確保・出身学生支援などを目的とする国や地方公共団体、民間団体などの奨学制度もあります。奨学生の募集時期はおおむね年度の初めに集中していますが、大学に募集通知のあるものは、学務・学生支援係で閲覧することができます。

4 健康管理

(1) 保健管理センター

保健管理センターは健康管理に関する専門的業務を担当し、学生及び職員の心身の健康の保持増進を図るための組織です。保健管理センターには「保健室」と「相談室」があり、医師、保健師、看護師、相談員（公認心理師）がそれぞれの専門性をいかしながら、皆さんの大学生活を健康面からサポートしています。

① 保健室について

体調不良やケガなどに対し、看護師や保健師を窓口とし、保健管理センター医師や学校医による応急対応を行っています。

健康面に関する心配事にも随時相談に応じ、必要な場合は学校医にお繋ぎします。

利用時間	月～金曜日 8:45～17:30
場 所	教育研究棟Ⅱ 3階 C311
電 話	011-611-2111 内線 22050・22051・22052
MA I L	hokekan@sapmed.ac.jp（お返事は平日の8:45～17:30に対応します。）
※看護師及び保健師不在の場合は、学務課、学務・学生支援係に連絡をしてください。	

② 相談室について

学生生活を送るうえで悩むことが起きた場合、気持ちが辛い場合、誰かに話を聴いてほしい場合は、相談員（公認心理師）がしっかりとお話をお聴きし必要に応じて助言を行います。個人の秘密が漏れるようなことは決してありませんので、一人で悩まずに気軽に相談に来てください。

なお、対面での相談を希望される場合は事前予約をお勧めします。急な相談の場合は教育研究棟3階C312に直接お越しください。相談員が不在の場合は保健管理センター事務室（C310）にお越し下さい。別日をご案内します。また、メールやLINEでの相談も随時お受けしています。

利用時間	月～金曜日 9:45～18:30（祝祭日除く）		
場 所	教育研究棟Ⅱ3階 C312		
電 話	011-611-2111（内線21890）	(LINE)	(アクセス)
MA I L	soudan@sapmed.ac.jp		
L I N E	@cagzy		

(2) 健康診断について

学校保健安全法に基づき、健康の保持増進を目的に毎年5月から6月に実施しています。日程は掲示板等でお知らせいたします。

(3) 感染症の予防について

感染症は自分の健康だけではなく、他者にも大きな影響を及ぼします。感染症に罹患しないように努めるとともに、罹患した場合は感染を拡大しないように責任ある行動をとる必要があります。

① 感染症に罹患した場合の対応について

学校保健安全法施行規則第18条に定められる感染症に罹患した場合は、第19条に示される期間、出席停止になります。

感染症の罹患が疑われる場合や診断された時は、速やかに学務課 学務・学生支援係に申し出てください。

≪罹患に関する報告先≫ ■学務課 学務・学生支援係 電話：011-611-2111 内線21870 E-mail：gakum@sapmed.ac.jp	≪体調報告に関すること≫ ■保健管理センター 電話：011-611-2111 内線22050 E-mail：hokekan@sapmed.ac.jp
---	--

② 新型コロナウイルス感染症対策

感染症法上の位置づけが5類に変更後は、濃厚接触者の特定や法律に基づく外出自粛がなくなりましたが、医療機関においては院内への持込・伝播を防ぐために一定の感染対策が継続されています。

大学内での講義、研究の場合は学校保健安全法に基づく対応を基本としますが、附属病院や教育研究棟での履修や研究活動等については附属病院の対策に準じた対応になります。

詳細は大学における基本的な対策をまとめた「新型コロナウイルス感染症対策ハンドブック」の≪報告・行動基準≫を確認してください。

実習の有無にかかわらず、感染症対策の重要性を理解し、健康管理と感染防止策の徹底を心掛けてください。



出席定期の期間基準

	感染症の分類 (学校保健安全法施行規則第18条)	出席停止期間の基準 (学校保健安全法施行規則第19条)
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎(ポリオ)、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る)、中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る)、特定鳥インフルエンザ(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第3項第6号に規定する特定鳥インフルエンザをいう) ※上記の他、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症	治癒するまで
第二種	インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで。
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。

	風しん	発しんが消失するまで。
	水痘(みずぼうそう)	すべての発しんが痂皮化するまで。
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで。
	新型コロナウイルス感染症	発症した日から5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで。
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。
	髄膜炎菌性髄膜炎	
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症(感染拡大を防ぐために必要と考えられるもの)	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。

5 学生教育研究災害傷害保険制度

(学務・学生支援係)

この災害傷害保険は、学生が正課中、学校行事中、課外活動中、通学中等の災害事故により傷害を被った場合の補償制度で、大学院学生は任意加入となっています。

傷害事故が発生したときは、定められた期日までに保険会社へ事故通知を行う必要があります。期日までに通知がない場合、保険が適用にならない場合がありますので、早急に学務・学生支援係に申し出て手続きをしてください。

<支払保険金の種類と金額>

- 1 後遺障害保険金の支払例（事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合）
 - (1) 正課中、学校行事中の場合
程度に応じて…………… 120万円～ 3,000万円
 - (2) (1)以外の場合（学校施設内・学校施設内外での課外活動中・通学中・学校施設等相互間の移動中）程度に応じて…………… 60万円～ 1,500万円
- 2 医療保険金（医師の治療を受けた場合）・入院加算金

医師の治療を受けた場合	平常の生活ができるようになるまでの治療日数		支払保険金	入院加算金 (180日を限度)
	治療日数	治療日数		
正課中・学校行事中 (平常の生活ができるようになるまでの治療日数が1日から対象)	治療日数	1日～3日	3,000円	入院1日につき 4,000円 (注) 入院加算金は医療保険金の支払の有無に関係なく入院1日目から支払われます。
通学中・学校施設等相互間の移動中 (平常の生活ができるようになるまでの治療日数が4日以上の場合が対象)。	〃	4日～6日	6,000円	
	〃	7日～13日	15,000円	
上記以外で学校施設内にいる間・学校施設外での課外活動(クラブ活動)中(平常の生活ができるようになるまでの治療日数が14日以上の場合が対象)	〃	14日～29日	30,000円	
	〃	30日～59日	50,000円	
	〃	60日～89日	80,000円	
	〃	90日～119日	110,000円	
	〃	120日～149日	140,000円	
	〃	150日～179日	170,000円	
〃	180日～269日	200,000円		
〃	270日～	300,000円		

※入院加算金については、1日から対象となります

6 学校学生生徒旅客運賃割引証

学校学生生徒旅客運賃割引証（学割証）は、学生の修学に伴う経済的負担を軽減し、学校教育の振興に寄与することを目的として発行されるものです。

したがって、この制度は学生のみ適用される制度であるということを十分理解し、発行条件として定められた利用目的以外に使ったり乱用したりすることのないよう注意してください。

学割証を発行できる場合は、次のとおりです。

（旅客鉄道株式会社の片道の営業キロが100キロメートルを越える区間に限る）

- 1 休暇、所用による帰省
- 2 実験実習などの正課の教育活動
- 3 学校が認めた特別教育活動又は教育・文化に関する正課外の教育活動
- 4 就職又は進学のための受験等
- 5 学校が修学上適当と認めた見学又は行事への参加
- 6 傷病の治療その他修学上支障となる問題の処理
- 7 保護者の旅行への随行

この学生旅客運賃割引証の使用上の注意は、学生旅客運賃割引証の裏面に記載してありますので、よく読んで使用してください。また、学生証の交付を受けていない学生に対しては学生旅客運賃割引証を発行しません。学割証の発行には、1～2日程度かかります。余裕をもって申請してください。

※JRの往復乗車券の購入について

旅行の日程が、乗車券の有効期間内であれば往復乗車券を購入してください。

片道乗車券の有効期間

200キロまで	400キロまで	600キロまで	800キロまで	1000キロまで
2日	3日	4日	5日	6日

片道601キロ以上の距離を利用する場合は、学割と往復券購入割引の併用が可能です。

往復乗車券の有効期間は片道乗車券の2倍です。

※JR以外における学割適用範囲について

- ①名古屋鉄道・東武鉄道・近鉄（100km以上を超えて乗車する場合に限る）
- ②大部分のフェリー（学生証の提示のみで学割適用となるフェリー会社もあります。例：ハートランドフェリー）
- ③高速バス（JRバス）…「学割証」の提出は必要ありません。学生証の提示により購入できます。
（注意事項）旅行会社・みどりの窓口で購入する場合は、学割証が必要となります。
- ④航空券…航空各社の割引制度を確認してください。

7 求人情報(参考)

(1) 附属病院リハビリテーション部非常勤雇用

札幌医科大学大学院保健医療学研究科理学療法学・作業療法学専攻学生に対し、附属病院リハビリテーション部業務に携わる非常勤雇用（日々雇用職員）制度があります。詳細は指導教員、もしくは専攻代表である教員に確認してください。

(2) 札幌医科大学HP

「採用募集」のページを参照してください。

(3) 研究者人材データベース（研究職の求人情報HP：科学技術振興機構）

<https://jrecin.jst.go.jp/seek/SeekTop>

8 研究費助成制度

研究助成制度には様々なものがあります。内容も研究助成だけではなく研究集会、海外派遣事業など様々ですので、積極的に申請し獲得してください。

(1) 学内予算

各研究領域に配分される予算については指導教員を通しての申請になりますので、必要に応じ指導教員に相談し、指示に従ってください。また、本学の学術振興助成事業には大学院生も申請できます。詳細は大学ホームページ内にある、産学地域連携センター寄付金部門のページを参照してください。

(2) 各種研究費補助金

文部科学省科学研究費補助金、厚生労働省科学研究費補助金、民間団体等助成金等、各種の研究費補助金制度があります。詳細は大学ホームページ内にある、産学地域連携センター産学地域連携部門のページを参照してください。

9 ティーチング・アシスタント及びリサーチ・アシスタント

大学が大学院に在籍する学生をティーチング・アシスタント（TA）及びリサーチ・アシスタント（RA）として採用し、教員の指導のもとで授業や研究の補助業務に従事してもらう制度です。TAは大学院学生が将来教員となるためのトレーニング機会の提供と、学部教育のきめ細かい学生指導の実現を図ることを目的とし、RAは研究活動の効果的推進、研究体制の充実及び若手研究者としての研究遂行能力の育成を図ることを目的とします。なお、TA及びRAは、業績（職歴または指定がある場合にはその箇所）に記載することができます。なお、ティーチング・アシスタント（TA）として従事する場合、事前に研修を受ける必要があります。

10 ハラスメントに関する苦情相談員

ハラスメント（Harassment）とはいろいろな場面での「嫌がらせ、いじめ」を言います。その種類は様々ですが他者に対する発言・行動等が本人の意図には関係なく、相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、脅威を与えることを指し、重大な人権侵害になる可能性があります。

本学には、学生に対するハラスメント防止を目的とした苦情相談員制度があります。ハラスメントの被害を受けたときは泣き寝入りせず、相談員に連絡してください。

※教員の他、附属病院職員、事務局職員にも相談員がおります。相談員の所属氏名等は、学務課までお問い合わせいただくか、大学ホームページをご覧ください。

（大学ホームページ→学内専用ページ→総務課→1. ハラスメント相談）

11 教育研究領域変更願

教育研究領域の変更を希望する場合は、現研究指導教員及び希望する教育研究領域の研究指導教員並びに専攻代表との合意の上、「教育研究領域変更願」により学務課大学院係に届け出てください。

12 授業科目履修届

履修する授業科目について、「授業科目履修届」により、開講時期が前期（4月～9月）及び通年（4月～翌年3月）の科目は4月最終金曜、後期（10月～3月）の科目は10月第2金曜までに学務課大学院係に毎年届け出てください。

13 既修得単位等認定申請書

本学大学院及び他の大学院において修得した単位を本学の修得単位として認定を希望する場合は、「既修得単位等認定申請書」により、入学年4月最終金曜までに、学務課大学院係に届け出てください。申請後、研究科委員会の議を経て15単位を限度として認定されます。

14 研究指導計画書

大学院学生の研究計画を着実に推進するため、大学院学生と研究指導教員が相談の上、「研究指導計画書」を作成し、毎年4月最終金曜までに学務課大学院係に提出してください。また、研究指導計画書の写しを両方で保管してください。

15 副指導教員選考申請書

研究指導教員の指導を補強及び補佐する副指導教員を他専攻もしくは学部外・学外から必要に応じて選考することができます。選考は、大学院学生と研究指導教員が協議の上、「副指導教員選考申請書」を学務課大学院係に申請提出後、研究科委員会の審議を経て承認された者を副指導教員として認定します。申請は随時受け付けています。

16 指導教員変更願・指導教員変更事項届出書

研究指導教員を変更する場合は、専攻代表が学務課大学院係に「指導教員変更願・指導教員変更事項届出書」を提出する必要があります。申請後、研究科委員会の審議を経て承認され変更が認められます。

17 研究指導補助教員選任届

研究指導教員の指導方針に基づき、大学院学生の研究に関わる補助的な役割を担う研究指導補助教員を必要に応じて選任することができます。選任は、大学院学生と研究指導教員が協議の上、「研究指導補助教員選任届」を学務課大学院係に届け出てください。届出は随時受け付けています。